係数	床面積の合計の区分				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上60平方メートル未満	床面積の合計が60平方メートル以上90平方メートル未満	床面積の合計が90平方メートル以上120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上
α_M	0	87.63	166.71	47.64	0
β_M	12181.13	9552.23	4807.43	15523.73	21240.53

(2)　第1の1は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第4項において準用する同令第2条第2項の国土交通大臣が定める方法について準用する。この場合において、第1の1中「非住宅部分」とあるのは、「共用部分」と読み替えるものとする。

3　基準一次エネルギー消費量の算出に関する事項

(1)　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ　暖房設備の基準一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ヘ)までに定める方法により算出するものとする。

(イ)　暖房設備の基準一次エネルギー消費量は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの標準的な暖房設備の基準一次エネルギー消費量の暖房期における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH}=\sum_{t}^{n}\sum_{i}^{m}E_{SH,t,i}+\sum_{t}^{n}\sum_{r}^{R}Q_{UT,SH,t,r}\times\alpha_{UT,SH,r}$$

この式において、E_{SH}、$E_{SH,t,i}$、m、n、$Q_{UT,SH,t,r}$、R及び$\alpha_{UT,SH,r}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SH}　：暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　1年につきメガジュール）

$E_{SH,t,i}$　：時刻tにおける1時間当たりの標準的な暖房設備iの基準一次エネルギー消費量（単位　1時間につきメガジュール）

m　：単位住戸における標準的な暖房設備の数

n　：1年間に暖房する時間（単位　時間）

$Q_{UT,SH,t,r}$　：室rの時刻tにおける1時間当たりの標準的な暖房設備により処理されない暖房負荷（単位　1時間につきメガジュール）

R　：室の数

$\alpha_{UT,SH,r}$　：室rにおける標準的な暖房設備により処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数として地域の区分及び暖房方式ごとに別表第9に掲げる係数

(ロ)　$E_{SH,t,i}$は、標準的な暖房設備iの種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な暖房設備により処理される暖房負荷を勘案して算出するものとし、$E_{SH,t,i}$を時刻tにおける1時間当たりの標準的な暖房設備iの基準一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH,t,i}=C_{SH,t,i}\times Q_{T,SH,t,i}$$

この式において、$C_{SH,t,i}$及び$Q_{T,SH,t,i}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{SH,t,i}$　：時刻tにおける1時間当たりの標準的な暖房設備iの基準一次エネルギー消費係数

$Q_{T,SH,t,i}$　：時刻tにおける1時間当たりの標準的な暖房設備iにより処理される暖房負荷（単位　1時間につきメガジュール）

(ハ)　$C_{SH,t,i}$は、標準的な暖房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な暖房設備iにより処理される暖房負荷を勘案して算出するものとする。

(ニ)　標準的な暖房設備により処理されない暖房負荷は、暖房負荷が標準的な暖房設備による最大出力以上となる場合は暖房負荷から最大出力を減じた数値とし、暖房負荷が標準的な暖房設備による最大出力未満となる場合は0とする。

(ホ)　暖房負荷の算出については、次のとおりとする。

(i)　暖房負荷の算出においては、建築物の種別及び地域の区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び暖房期の平均日射熱取得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

	建築物の種別	地域の区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率（単位　1平方メートル1度につきワット）	一戸建ての住宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	2.14
	一戸建ての住宅以外の住宅及び複合建築物	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	1.67
暖房期の平均日射熱取得率	一戸建ての住宅	2.5	2.3	2.7	3.7	4.5	4.3	4.6	—
	一戸建ての住宅以外の住宅及び複合建築物	1.5	1.3	1.5	1.8	2.1	2.0	2.1	—

(ii)　暖房負荷の算出においては、次に掲げる事項を勘案すること。

①　暖房設備の運転時間及び温度設定

②　居住者の在室時間、在室人数及び発熱量

③　局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路

④　家電製品の運転時間及び発熱量

⑤　調理の時間及び発熱量

(iii)　外気温（日平均外気温を含む。）については、地域の区分ごとの気象情報を用いること。

(iv)　暖房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。

①　室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱

②　換気又は漏気によって輸送される熱

③　日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱

④　家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱

⑤　床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱

⑥　調理により発生する熱のうち、暖房負荷削減に寄与する熱

(ヘ)　エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第1に掲げる数値を用いるものとする。

ロ　冷房設備の基準一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ヘ)までに定める方法により算出するものとする。

(イ)　冷房設備の基準一次エネルギー消費量は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの標準的な冷房設備の基準一次エネルギー消費量の冷房期における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_{SC}=\sum_{t}^{n}\sum_{i}^{m}E_{SC,t,i}$$

第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日　第明治三